

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第4次西原町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

西原町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	地球温暖化とは	1
2	地球温暖化の影響	2
3	SDG s について	3
4	目的	4
5	計画期間	4
6	対象範囲	4
7	対象とする温室効果ガス	4
第 2 章	温室効果ガス排出量の削減目標	5
1	方針	5
2	温室効果ガスの排出状況の推移と実績	6
3	目標	7
第 3 章	取組内容	8
1	職員共通の取組	8
2	庁舎・施設管理等での取組	10
3	地球温暖化対策担当課の取組	11
第 4 章	計画の進行管理	11
1	計画の推進体制	12
2	進捗状況の確認	13

参考資料

別表 1 対象範囲施設等一覧

第 1 章 計画の基本的事項

1. 地球温暖化とは

二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが増加することによって、地球の温度が上昇することを地球温暖化といいます。これらの温室効果ガスは地球の表面温度が急激に変化しないよう、一定の温度で保つ役割を果たしています。しかし、温室効果ガスが増加しすぎてしまうと、宇宙へ放出されるはずの熱が地表に留まってしまい、気温が上昇したり、気候が変動したりと様々な影響を及ぼします。この現象のことを「地球温暖化」といいます。

図 1 地球温暖化のしくみ



出典：環境省ウェブサイト地球温暖化の現状より

2. 地球温暖化の影響

このまま地球温暖化が進んでいくと、2100年までに世界平均気温は最大5.7℃上昇するといわれています。平均気温が上昇することによって、世界各地で大型の台風や異常気象の発生頻度が高くなったり、農作物がうまく育たなかったりする可能性があります。日本においても、降水量や真夏日の増加に加えて、災害の発生頻度が高くなったり、農作物の品質低下や感染症が拡大する恐れがあったりと、様々な影響を及ぼすことが考えられます。

図2 温暖化がもたらす影響



日本への影響は？
2100年末に予測される日本への影響予測
 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂丘	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育域消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送車数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

地球温暖化が進むことによって、気温の上昇や気候変動のみならず、私たちの暮らしや生態系にも多大な影響を及ぼします。これらの影響は数十年、数百年かけて徐々に目に見えた変化として現れてきます。気が付いたときには手遅れとならないように、今のうちから早急に対策を講じる必要があります。

3. SDGs について

SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本実行計画は、「目標7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「目標11：住み続けられるまちづくりを」「目標13：気候変動に具体的な対策を」「目標14：海の豊かさを守ろう」「目標15：陸の豊かさも守ろう」の達成に関連しているため、貢献する必要があります。

図3 SDGsの17のゴール



出典：環境省ウェブサイトより

4. 目的

西原町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「西原町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

5. 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、令和5(2023)年度とします。

6. 対象範囲

「西原町地球温暖化対策実行計画」の対象範囲は、西原町役場の全事業拠点の事務及び事業とします(参考資料「別表1」参照)。

7. 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)を対象として取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 方針

西原町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

西原町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育ていくために、西原町では、「西原町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

令和7年4月 西原町長

2. 温室効果ガス排出状況の推移と実績

下記の表は、第2次計画基準年度（平成26年度）から令和5年度における温室効果ガス排出状況の推移を表しています。

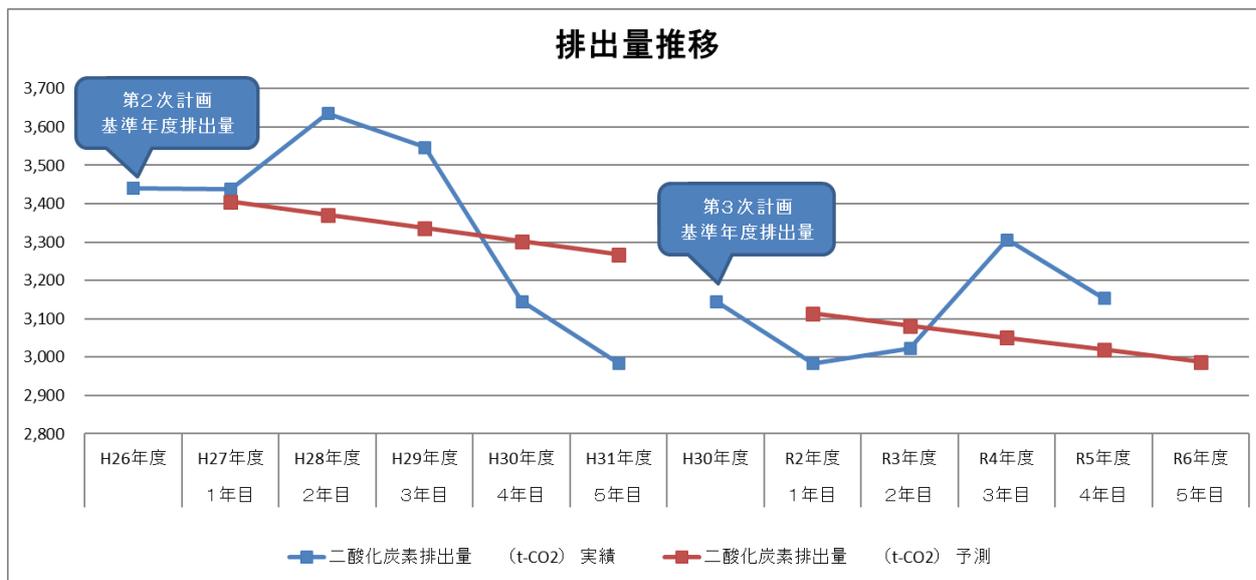
平成30年度（第3次計画基準年度）の総排出量3,146 t-CO₂から毎年1%の削減を目標に取り組んでいましたが、計画期間中に目標達成できたのは令和2年度と令和3年度の2回でした。

令和5年度においては、平成30年度（第3次計画基準年度）と比較すると8 t-CO₂の増加、予測値と比較すると126 t-CO₂の増加となりました。

第3次計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛により、施設の電力量が減少した時期もありましたが、令和4年度においては行動制限の緩和により、経済活動が再開し始めたため、全体的にエネルギー使用量が増加しました。また、リサイクルヤードの移設に伴い、施設を拡充したことによる電気使用量の増加もみられました。

温室効果ガス排出削減の取組例として、西原東中学校において令和5年度にZEB化（ネットゼロ・エネルギー・ビル）改修工事を行い、太陽光発電を導入しています。

表1 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移



令和4年度と令和5年度のエネルギー使用量の実績を比較すると温室効果ガス排出量は減少していますが、第3次計画における令和5年度の予測値と比較して増加していることを鑑みると、今まで以上に省エネ・省資源の取り組みを継続的に行っていく必要があります。

3. 目標

西原町は、計画期間中に、町役場等から出る温室効果ガス総排出量を、令和11年度までに、令和5年度比で5%削減を目指します（毎年1%の削減）。

区分	基準年度排出量 (令和5年度)	削減目標	目標年度排出量 (令和11年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,154 t-CO ₂	5%	2,996 t-CO ₂

目標	西原町は、 計画期間中の温室効果ガス総排出量を 5% 削減します。
-----------	---

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

表2 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の実績（令和5年度）

施設・事業名	施設・事業内訳	排出起源内訳	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
			令和5年度	
役場庁舎				632
		電力・都市ガス・軽油		601
		ガソリン		31
資源ごみ回収事業	リサイクルヤード・ (ごみ収集車)	電力・ガソリン		2
保育所	坂田保育所	電力・ガス		43
児童館	坂田・西原・西原東・ 西原南児童館	電力		36
東崎公園		電力		19
土地区画整理事業		ガソリン		1
東崎都市緑地		電力		10
学校	坂田・西原・西原東・ 西原南小学校・幼稚園 西原・西原東中学校	電力		1,694
中央公民館		電力・ガス・ガソリン・軽油		56
図書館		電力・ガス		184
町民体育館		電力		209
学校給食共同調理場		電力・ガス・重油・ガソリン・軽油		259
水道事業		ガソリン		5
			計	3,154

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	空調設定温度・湿度、使用の適正化等 <ul style="list-style-type: none"> ・冷房の使用は、室内温度が 27℃以上かつ湿度が 70%以上の場合とします(ただし、法令等で別に定められている場合はこの限りではない)。 ・冷房の設定温度は、室内温度が 26℃以下にならないように設定します。 ・使用期間は原則として 5 月 1 日から 10 月末日までとします。 ・その他、被服で温度調節に努めます。
	使用されていない部屋の空調停止
	換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・使用時間は午前 8 時 15 分から午後 5 時 30 分までとします。 ・時間外勤務をする場合(午後 5 時 30 分以降)は、扇風機等で対応します。
	夜間等の外気取入れ 冷房のフィルター等の定期的清掃
照明	照明を利用していない場所におけるこまめな消灯 <ul style="list-style-type: none"> ・会議室等は退庁時に必ず消灯します。 ・退庁時に電気機器の電源が切られているか確認し、「庁舎戸締り等点検表」に記入することとします。
	照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯 <ul style="list-style-type: none"> ・執務室内の照明の点灯時間は原則として 8 時 15 分から午後 8 時までとします(昼休みは原則消灯し、昼窓等以外の場所は消灯します)。 ・廊下の照明の点灯時間は原則として 8 時 20 分から午後 5 時 30 分とします(昼休み時間は消灯します)。
	時間外勤務における照明利用 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的、計画的な事務処理に努め、時間外勤務の削減を図り、点灯時間の削減に努めます。 ・時間外勤務をする際は、必要な場所だけ照明をつけます。
	省エネ照明の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・LEDなどの省エネに最適な照明を導入します。
エレベーター	利用の少ない時間帯における一部停止 <ul style="list-style-type: none"> ・階段利用を推進します。
事務機器	使用しない時間帯における電源の遮断 <ul style="list-style-type: none"> ・OA 機器等の電源をこまめに切るように努めます。

公用車	<p>エコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速をしない。 ・車輛を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。 <p>燃料使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。 ・公用車に不要な荷物を積んだままにしない。
-----	--

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	<p>両面コピー、裏面利用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布物は、原則として両面印刷をします。 ・個人用資料については、プリントミス等の書類の裏面を有効活用します。
	<p>資料の共有化や簡略化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内会議等の文書は電子メール及び掲示板を利用します。 ・庁内LANで送られてきた通知文書及び資料等の印刷は必要最小限とし、不要な印刷やコピーは行わないようにします。
	<p>再生紙の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外注印刷物には、再生紙の使用と両面印刷を指定します。
	<p>庁内情報システムの有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANを活用し、不要な印刷を避けます。
廃棄物 リサイクル	<p>物品の再利用や修理による長期利用</p>
	<p>排出ゴミの分別徹底、資源化促進</p>
	<p>割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の購入は極力控えます。
	<p>封筒、ファイルなどの再利用促進</p>
	<p>プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進</p>
水道	<p>節水の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。 ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が参加できる環境保全活動について必要な情報提供を行います。 ・通勤における徒歩、自転車利用を推奨します。 ・公用車の更新時にエコロジーカーの導入を図ります。 ・公共施設の緑化を推進します。 ・公共施設等の整備において省エネ設備（LEDなど）を積極的に導入します。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも大きな効果を得ることができます。そのため、施設等の老朽化がみられる場合には、各施設の定期的な保守・点検・清掃を行い、庁舎・施設の管理等では次の取組を推進します。

- ・ エアコンのフィルター等を定期的にメンテナンスします。
- ・ 照明器具の定期的な保守及び定期的な点検を行います。
- ・ 省エネに配慮したOA機器・電化製品を導入します。
- ・ パソコン・コピー機等の省電力モードを活用します。
- ・ 施設へのブラインドや遮熱フィルム、高遮熱塗装等の設置を施します。
- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入します。
- ・ 既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切換え及び、新設する公共施設等においても高効率照明等の導入に取り組みます。
- ・ 雨水、地下水、中水の有効利用に配慮した構造とします。
- ・ 省エネルギー型設備を積極的に導入します。
- ・ 既存の公共施設を省エネルギー基準に適合させるための改修に努めます。
- ・ 既存の公共施設の整備や設備の更新等の際には ZEB 化などの手法を導入し、CO2 排出削減に努めます。

※ZEB(ネットゼロ・エネルギー・ビル)：建物で消費する年間の一時エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

3. 地球温暖化対策担当課の取組

地球温暖化対策担当課は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みを検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

西原町全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。庁内掲示板等を活用し、職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

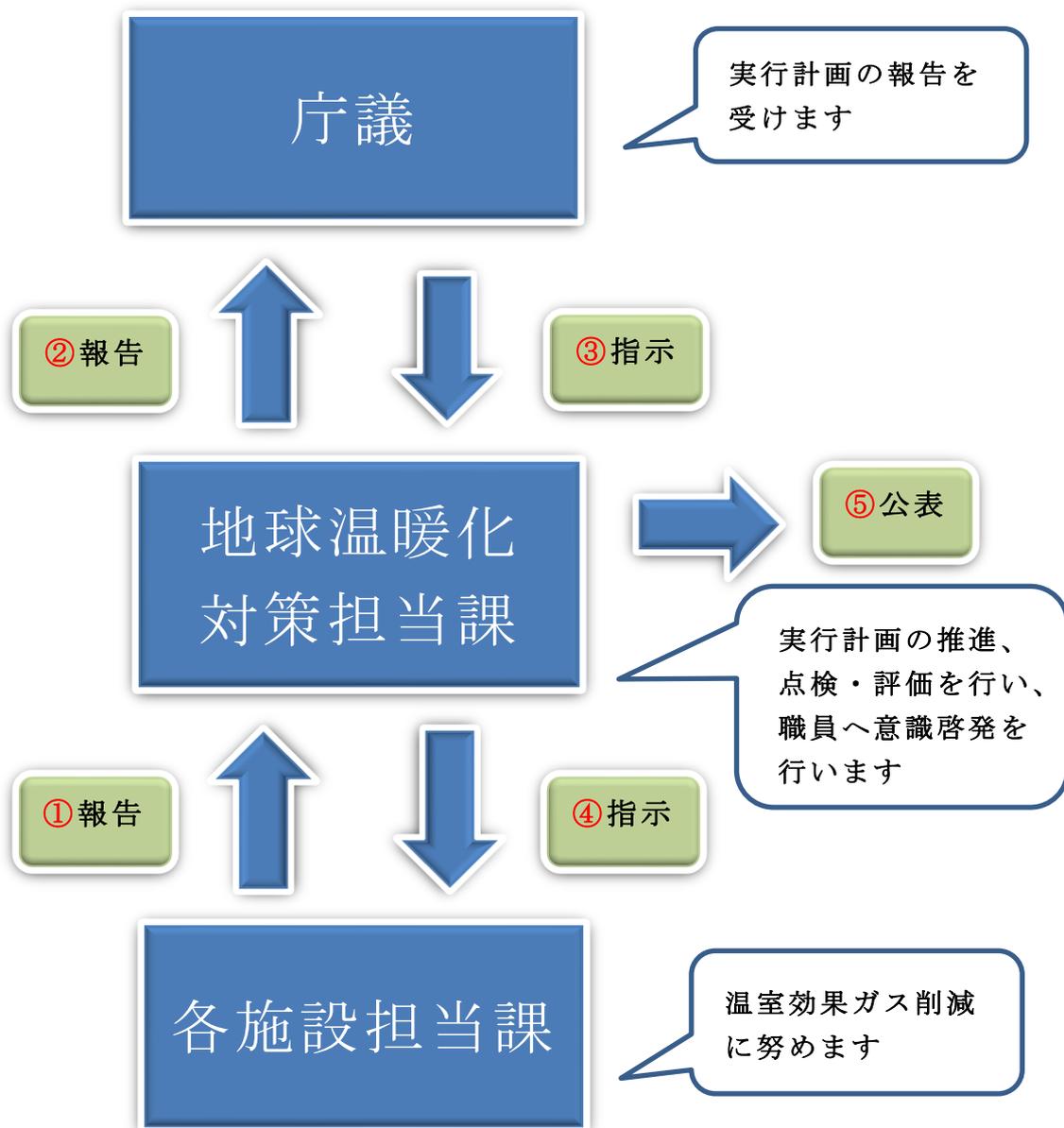
地球温暖化対策担当課は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量（温室効果ガス排出量の状況）や前年度と比較してエネルギー使用量が増加した施設があった場合は増加要因、エネルギー使用量が減少した施設に関しては減少要因や取組内容を取りまとめ、庁内掲示板等を活用し職員に報告します。また、地球温暖化対策担当課は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形（町ホームページなど）で公表します。

第4章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本計画は下記の体制のもと進行管理及び見直しを行います。各施設担当課は各施設のエネルギー使用量をまとめ、地球温暖化対策担当課に報告します。地球温暖化対策担当課は報告を受け、各施設の温室効果ガス排出状況や増減要因について点検・評価等を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。また、とりまとめた温室効果ガスの排出状況や改訂した計画は年に1度庁議で報告を行います。

図4 実行計画の推進体制フローチャート



2. 進捗状況の確認

本計画に記載された取組内容の進捗状況については、下記の PDCA サイクルのとおり行います。また、各施設のエネルギー使用量の報告は毎月単位で実施し、担当課及び職員の温室効果ガス排出削減に対する意識の向上を図るとともに、各月のエネルギー使用量の増減状況の変化等の把握に努めます。

①計画 (Plan)

各課長等は、第 2 章（温室効果ガス排出量の目標）に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第 3 章（取組内容）に示した取組の励行等について各課係長・施設長等、及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組を励行する。

②実行 (Do)

各課係長・施設長等、及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に省エネルギーを着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に務める。

③点検・評価 (Check)

地球温暖化対策担当課は、各課から提出された「エネルギー使用量（温室効果ガス排出量の状況）」を踏まえ、前年度と比較してエネルギー使用量が増加した施設に関しては増加要因を明らかにし、エネルギー使用量が減少した施設に関しては減少要因や実施した取組について取りまとめ、1 年に 1 回、庁議で報告する。

④見直し (Action)

地球温暖化対策担当課は、庁議への報告及び指示を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤実績の公表

地球温暖化対策担当課は、報告結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形（町ホームページなど）で公表する。

參考資料



別表 1 対象範囲施設等一覧

担当	関係施設等
企画財政課	—
総務課	西原町役場庁舎 公用車（総務課管理）
環境安全課	リサイクルヤード
こども課	坂田保育所 児童館（坂田児童館・西原児童館・西原東児童館・西原南児童館）
健康保険課	公用車（健康保険課管理）
土木課	公用車（土木課管理）
都市整備課	東崎都市緑地、児童公園 公用車（都市整備課管理）
上下水道課	公用車（上下水道課管理）
教育総務課	幼稚園（西原） ※西原幼稚園は令和 8 年度以降に認定こども園へ移行予定 小学校（坂田・西原・西原東・西原南） 中学校（西原・西原東） 学校給食共同調理場 給食配送車
生涯学習課	中央公民館 運動公園 東崎公園
文化課	町立図書館